

## 滋賀病院受託研究審査委員会規程

### (目的)

第1条 治験等に関する研究以外の研究を受託研究として行う場合について調査審議することを目的とする。

### (委員会の設置)

第2条 前条に規定する受託研究の円滑な実施を図るため、受託研究審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第3条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- 1 治験を実施することの倫理的、科学的見地からの妥当性
- 2 治験の実施又は終了時の妥当性
- 3 治験における副作用、有害事象に関すること
- 4 その他必要事項

### (委員会の組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

統括診療部長、内科診療部長、外科系診療部長、小児科医長、放射線科医長、研究検査科長、薬剤科長、主任薬剤師、総看護師長、企画班長、専門職、契約係長  
外部委員2名（必要に応じ招聘）

- 2 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は統括診療部長、副委員長は薬剤科長とする。
- 3 委員長に事故あるときには、副委員長がその職務を代行する。

### (会議)

第4条 委員会は必要の都度開催する。

### 附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。